

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第58条の 2
処 分 の 概 要	積載物の重量の測定のための書類の提示要求
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	警察官は、第57条第 1 項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証（道路運送車両法第60条の自動車検査証をいう。第63条第 1 項において同じ。）その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の積載物の重量を測定することができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	